

重点指導調書（指定居宅療養管理指導事業）

主眼事項	着眼点	自己評価
第1 人員に関する基準 1 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 (1) 医師又は歯科医師		適・否
(2) 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士	その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数としているか。	適・否
2 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 (1) 薬剤師		適・否
3 みなし規定	指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第88条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、上記1から2に規定する基準を満たしているものとみなしているか。	適・否
第2 運営に関する基準 1 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定居宅療養管理指導事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定居宅療養管理指導の提供を行っているか。	適・否
2 勤務体制の確保等	(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供できるよう、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制を定めているか。	適・否
	(2) 指定居宅療養管理指導事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、居宅療養管理指導従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤 当該事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間）に達していることをいう。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○勤務表</li> <li>○免許証 など</li> </ul>	<p>法第73条第1項 平11厚令第37号 (以下「基準」) 第84条</p> <p>平15厚労令28附 則第2条</p> <p>基準 第85条第1項 第一号 平11老企第25号 (以下「解釈」) 第2の2(3)</p> <p>基準 第85条第1項 第二号 基準 第85条第2項</p>	<p>法：介護保険法</p> <p>基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令第37号）</p> <p>解釈：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平11老企第25号）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業者からのサービス提供票の活用は適正に行われているか。</li> <li>・居宅療養管理指導計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居宅サービス計画(1)～(3)</li> <li>○居宅療養管理指導計画</li> <li>○サービス提供票 など</li> </ul>	<p>基準第91条 準用(第16条)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の居宅サービス計画に基づいた適切なサービスを提供できるように従業者の勤務体制を定めているか。</li> <li>・勤務体制が勤務表（原則として月ごと）により明確にされているか。</li> <li>・管理者等が他の事業所と兼務している場合、それぞれの勤務状況がわかるものとなっているか。</li> <li>・当該事業所の従業者によってサービスの提供が行われているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○勤務計画(予定)表など</li> <li>○勤務表</li> <li>○辞令又は雇用契約書</li> </ul>	<p>基準第91条 準用 (第30条第1項)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の (20))</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項	
3 衛生管理等	(3) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者によって指定居宅療養管理指導を提供しているか。	適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅療養管理指導従事者とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある居宅療養管理指導従事者を指すものである。</li> <li>・ 運営規程等に従業者の質的向上を図るための研修等の機会を計画的に設ける旨を明示しているか。</li> <li>・ 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者が感染源となることを予防し、また、従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど、対策を講じる必要がある。</li> </ul>	○ 運営規程 ○ 職員の研修の記録など	基準第91条 準用 (第30条第2項)		
	(4) 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	適 ・ 否 実施時期 ( )				基準第91条 準用 (第30条第3項)	
	(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	適 ・ 否			○ 感染予防に関するマニュアル等 ○ 感染予防に関する職員研修記録等	基準第91条 準用 (第31条第1項)	
	(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	適 ・ 否				基準第91条 準用 (第31条第2項)	
4 事故発生時の対応	(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	事故の発生 有 ・ 無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。</li> <li>・ 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。</li> </ul>	○ 緊急時の連絡体制に関する書類 ○ 事故に関する記録	基準第91条 準用 (第37条第1項)		
	(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適 ・ 否				基準第91条 準用 (第37条第2項)	
	(3) 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	事例の有無 有 ・ 無 損害賠償保険 加入 ・ 未加入			○ 損害賠償保険証書	基準第91条 準用 (第37条第3項)	
	(4) 指定居宅療養管理指導事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適 ・ 否				解釈準用 (第3の一の3の (27)③)	